

よくあるご質問（交付決定前）

No.	カテゴリ 1	カテゴリ 2	質問内容	回答
1	補助対象者	個人事業主の場合	事業者が法人ではなく、個人事業主の場合の証明書類は？	基本的には、『個人を特定できる』『個人で事業を行っていること、事業目的』が公的に証明できる書類が必要です。 例えば、以下のような書類です。 ●住民票抄本 ●個人事業主納税証明書 ●確定申告書 ●行政機関が発行した事業に関する許認可証等（個人事業の開業届出書など）
2	補助対象者	宿泊施設	「宿泊施設」に民泊は含まれるか？	住宅宿泊事業法の届出のみにより運営する施設は対象外となります。 ただし、旅館業法（簡易宿泊営業として旅館業法上の許可を取得して実施する場合）の許可を得ている場合は対象となります。
3	補助対象者	宿泊施設	補助対象施設の「運営主体」と「所有者」が異なる場合、いずれから申請すべきか？	いずれからの申請でも可能とします。 ただし、申請者と施設・建物所有者が異なる場合、所有者との関係を示す証拠書類と、「施設・建物所有者と補助事業者の名義相違に係る同意書」が必要となります。
4	補助対象者	宿泊施設	和洋室化、ではなく洋室化は対象か？	対象となります。
5	補助対象者	宿泊施設	既存の施設を買い取った場合は対象か？	申請時点で所有している物件については対象となります。
6	補助対象者	観光施設	飲食店（レストラン等）は対象か？	当該飲食店が地域の観光協会の会員である場合、対象となります。
7	補助対象者	観光施設	コンビニ、スーパー、ショッピングセンターは対象か？	対象外となります。
8	補助対象者	土産物店	真珠の販売を行っているが、対象となるか？	小売業は土産物店に該当すれば対象とします。ただし、消費者への直接販売を行わない卸売業は対象外となります。
9	補助対象者	観光案内所	インバウンド向けの観光案内所のうち、どのような要件のものが対象になるのか？	JNTO認定を受けている外国人観光案内所を所有または運営する民間事業者が対象となります。

よくあるご質問（交付決定前）

No.	カテゴリ 1	カテゴリ 2	質問内容	回答
10	補助対象事業	Wi-Fi整備	Wi-Fi整備は対象となるか？	インバウンド誘客又はバリアフリー・ストレスフリーに寄与する工事を伴う施設整備であれば対象となります。 なお、物品購入費は原則補助事業対象外経費としますが、施設にビルトインもしくは固定された備品は補助対象経費とします。
11	補助対象事業	サウナ改修	サウナ改修は対象となるか？	インバウンド誘客又はバリアフリー・ストレスフリーに寄与する工事を伴う施設整備であれば対象となります。
12	補助対象事業	浮棧橋	浮棧橋の改修は対象となるか？	老朽化にともなう修繕は対象外となります。 ただし、インバウンド誘客又はバリアフリー・ストレスフリーに寄与し、施設の高付加価値化につながる改修であれば対象となります。
13	補助対象事業	既存施設の解体・撤去	既存施設の解体・撤去は対象となるか？	同一敷地において「新設」を目的とした既存施設の解体・撤去であれば対象となります。
14	補助対象事業	その他DX整備 （キャッシュレス対応、 自社HPの多言語化 等）	キャッシュレス対応等のDX整備は対象となるか？	キャッシュレス対応や券売機の整備など、高付加価値化を目的とし、ハード整備を含めたものであれば対象となります。 自社HPの多言語化など、ソフト整備は対象外となります。 なお、物品購入費は原則補助事業対象外経費としますが、施設にビルトインもしくは固定された備品は補助対象経費とします。
15	補助対象事業	工事期間	事前着手届を出せば、先に工事を始めていても認められるか？	交付申請とともに「事前着手届」を提出した場合、採択・交付決定の前でも工事に着手することができます。 ただし、審査の結果、採択・交付決定に至らなかった場合、全額自社負担となります。 また、届出に記載した着手日より前に契約・発注が認められた場合、補助対象となりません。
16	補助対象経費	その他経費	消費税は含めるか？	原則として、補助対象経費に含めないこととします。 ただし、以下の補助事業者については、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金申請額を算定できるものとします。 ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ② 免税事業者である補助事業者 ③ 簡易課税事業者である補助事業者 ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人である補助対象者 ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う補助対象者 ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

よくあるご質問（交付決定前）

No.	カテゴリ 1	カテゴリ 2	質問内容	回答
17	補助率・補助限度額	件数	各補助メニューの想定件数は	各メニューの採択予定数は以下のとおり ①インバウンド対応（大規模整備） 5 件程度 ②インバウンド対応（小規模整備） 1 5 件程度 ③バリアフリー・ストレスフリー対応 3 0 件程度 いずれも、予算の範囲内において、実際の申請金額により実施できる件数は変動します。
18	申請書類	不動産登記簿謄本	改修する建物が賃貸物件の場合、申請できるか？	賃貸物件の場合は、申請者名と登記事項証明書（不動産登記簿謄本）の登記名義人が異なる場合、申請者が所有または相違している理由が証明できる資料（賃貸借契約書等、自署の署名又は押印のあるもの）、および名義人が同意していることが分かる書類を提出してください。なお、謄本は3か月以内に発行したものを提出してください。
19	申請書類	不動産登記簿謄本	改修する建物に登記がないことが判明した。不動産登記簿謄本は必要か？	全ての建物は不動産登記が必要です。（未登記の状態では、交付決定がされません。） 現在の登記名義人が補助事業者でない場合（これから建物を購入する場合など）は、その旨記載いただき、登記が完了次第提出をしてください。
20	申請書類	工事のビフォーアフター	部屋の改修を行う。 代表的な写真でいいとのことだが、3部屋すべて間取りや雰囲気が違う場合も 1 部屋分のみでよいか？	工事のビフォーアフターは行われる工事が適切な内容か、また、計画の意図に沿って行われる予定かどうかを確認するための資料です。 そのため、間取りの違いのみであれば代表的な 1 部屋のみで問題ありませんが、 改修内容やコンセプトが異なる場合はそれぞれの改修箇所の写真が必要ですので、シートを追加してご提出ください。 ----- 例①：代表する1部屋の提出でOKの場合 ・6畳の部屋と8畳の部屋を対象としているが、いずれも行う工事はバリアフリー化のための段差撤去に係る工事である ・元の部屋は南国風と和風でコンセプトが異なるが、改修後のコンセプトはいずれの部屋も計画に沿った洋風に統一することを想定している等 例②：それぞれの部屋について提出が必要な場合 ・6畳の部屋と8畳の部屋を対象としており、行う工事の内容も異なる（行う工事ごとに適切な内容を審査します） ・改修後のコンセプトが、南国風と和風など複数に分かれている（予定しているコンセプトごとに全体計画に沿った内容かどうかを審査します） ※判断に迷う場合は事務局までご相談ください。 ----- ※改修内容がわかるよう、以下のポイントに留意して資料を作成ください。 ・施設全体の中でどの箇所を改修するのがわかる現状写真 ・上記の写真に改修範囲・箇所を図示（文字で記載or 部分スケッチ） ・図示した部分と図面との対応に、改修工事内容（寸法、仕上げ、取り付け方法等）を記載
21	その他	交付申請の期日	施工会社からの見積書・図面が揃わず、交付申請に時間がかかる。どうすれば良いか？	2025/6/20(金)17:00までの申請書提出をお願いします。 やむを得ない事情がある場合、まずは事前に事務局までご相談ください。
22	補助対象者	宗教法人について	宗教法人は補助対象事業者となり得るか？	宗教法人については補助対象外となります。

よくある質問（交付決定前）

No.	カテゴリ 1	カテゴリ 2	質問内容	回答
23	補助対象事業	補助対象か否か	発券機を新規代替してWebチケット対応機種にする場合は、補助金対象になるのか？	本事業の目的に即した内容であれば、補助対象となります。 ただし、補助対象の費用は工事費、工事関連費、備品購入費（ビルトイン型又は固定式の備品購入に係るものに限る）に限られるため、可搬性のある備品の導入に本補助金を活用することはできません。 詳細については、説明会へのご参加や申請サポートのご活用をご検討いただければ幸いです。
24	補助対象経費	補助申請前に着手した工事	現在進行中の工事があるが、これについては補助対象となるか？	本事業の補助対象となるのは、補助金交付決定以降の契約・発注により発生した経費となります。現在すでに着手している工事については補助対象となりません。
25	補助対象者	申請要件	地方公共団体が所有するホテルの運営を受託して実施しているが、この場合申請することは可能か？	施設を所有する地方公共団体が申請主体となることはできませんが、運営の委託を受けている民間事業者等が申請を行うことは可能です。ただし、運営委託関係にあることが分かる契約書等をご提出いただきます。
26	補助対象者	申請要件	NPO法人が所有・運営している宿泊施設の改修を主体となって申請することは可能か？	申請可能です。
27	補助対象者	申請要件	近々、運営主体を変更する可能性があるが、補助対象となるか？	運営主体と所有者が異なる場合でも申請は可能ですが、業務委託契約書等、委託関係が確認できる書類の提出が必要になります。
28	補助対象事業	施設数の制限	1事業者で申請可能な施設数の制限はあるか？	申請可能な施設数に制限はありませんが、予算の都合などからすべての施設の改修が認められない場合がありますのでご注意ください。
29	補助対象者	申請要件	現在は旅館業法の許可を持っておらず、過去に宿泊施設として利用されていた建物を対象とした改修は可能か。	本事業の補助対象事業者となり得るのは、公募申請時点で旅館業法の許可を取得済の事業者に限られます。
30	補助対象者	申請要件	自治体の補助金を活用して改修を行った。今年度は別箇所にも本補助金を活用したいと考えているが、補助対象になるか？	前年度事業については既に終了している補助金事業であり、本事業と別箇所の改修であれば併用とみなされないため補助対象となります。
31	補助対象事業	インバウンド改修・バリアフリー・ストレスフリー改修の併用	インバウンド改修とバリアフリー・ストレスフリー改修の両方を行いたい場合、どのように申請をすればよいのか	2種類の申請方法があります。 （１）①インバウンド対応（大規模整備）のメニューの中で、インバウンド対応とバリアフリー・ストレスフリー対応の改修を申請する （２）②インバウンド対応（小規模整備）と③バリアフリー・ストレスフリー対応を併用する 補助限度額が異なるため、改修内容に応じていずれの申請方法にするかご検討ください。
32	申請書類	複数施設がある場合	1つの補助メニュー（例：インバウンド対応（大規模整備））で複数施設を補助対象として申請する場合、施設ごとに交付申請をする必要があるのか	交付申請は補助メニューごとの提出となりますので、複数施設を改修する場合であっても、交付申請は1つとなります。 なお、複数施設改修する場合は、【様式 3】実施計画書、【様式 4】改修概要書等については、施設ごとに作成が必要となります。 また、②インバウンド対応（小規模整備）と③バリアフリー・ストレスフリー対応を併用する場合は、補助メニューごとに交付申請をしていただく必要があります。
33	補助対象事業	工事期間（事前着手）	できるだけ早く事前着手を行いたいが、交付申請書類がすべて揃ってからでないと、事前着手届を提出することができないのか。	早期に事前着手を行いたい場合は、まずは事務局へご相談ください。 そのうえで、下記の書類の提出をしていただいた後に、事前着手していただけます。 【様式 1】交付申請書 および 交付申請にかかる誓約書 【様式 2】事前着手届 【様式 4】改修概要書 その場合、その他の書類については、6/20（金）までに、すみやかにご提出ください。 なお、審査の結果不採択となった場合や工事が補助対象外経費を含んだ内容であった場合、最終的に申請書類が揃わなかった場合については、補助金が支給されないことがあることをご了承ください。
34	事業実施	申請手続	事前着手にあたり提出した書類について、申請期間内に修正が生じた場合は再度提出しても良いのか？	申請期間内であれば、以前提出した様式の記載事項を上書きして再度提出しても構いません。 なお、採択可否の審査は、最後に出されたもので審査を行います。
35	公募	その他	申請サポートとは何か？	申請サポートは、申請に関しての悩み事、必要書類の書き方についてのご相談、事業全般について、事務局が個別に申請サポートを承るものです。オンラインで最大30分/回を想定しており、複数回の利用も可能です。ご希望の場合は、事務局メールアドレスまでその旨をご連絡ください。※事務局による申請サポートは、採択をお約束するものではありません。

よくあるご質問（交付決定前）

No.	カテゴリ 1	カテゴリ 2	質問内容	回答
36	公募	補助対象か否か	現在は観光施設として宿泊業の許可を取得していないが、ゆくゆくは宿泊施設とすることを目指した施設を設置したい。このような改修は補助対象になるか？	宿泊施設を想定した改修であれば、申請時点で旅館業法の許可が必要となるため、許可がない場合は補助対象外となります。
37	交付申請	申請手続	押印・直筆署名を行った書類について、やり取りなどにより期限内の提出が難しい場合、どのようにすればよいか。	原則、期限までに各書類をご提出ください。なお、期限までに原本が用意できない場合は写しを提出し、その後原本が用意でき次第追加で提出してください。
38	交付申請	申請手続	同一施設内で複数箇所の改修を見込む場合、【様式 3】実施計画書、【様式 4】改修概要書はそれぞれ提出が必要か。	同じ補助メニューで申請する場合、【様式 3】実施計画書、【様式 4】改修概要書は改修する施設毎で作成してください（同一施設内の改修であれば、【様式 3】・【様式 4】ともに、複数箇所の改修を 1 つにまとめて記載してかまいません）。 なお、審査では実施計画書と改修内容の整合性も鑑みて審査しますので、各改修について、計画と改修内容の整合性が分かりやすいよう記載頂きますと幸いです。
39	交付申請	申請手続	・①インバウンド対応（大規模整備）で採択後、仮に一部の工事の完了が間に合わず、完了できる工事の工事費が①の下限に達しないことになった場合、①の採択から②インバウンド対応（小規模対応）の採択に切り替えられるのか？ ・複数の工事を検討している場合、同じ補助メニューで別々に申請することはできるのか。	・①で採択になった後、改修内容に変更があった場合②へ切り替えることはできません。万が一、採択決定後に大幅な改修内容変更があれば別途変更申請手続きを行っていただくことになります。なお、改修内容の変更は採択後に計画の変更が生じた場合に提出いただくものですので、当初から期限内に完了しない可能性がある場合、該当部分については実施計画に含めずに申請してください。 ・同じ補助区分で 1 事業者が複数の改修を予定している場合であっても、申請としては 1 つとなります。なお、②③については併用が可能ですので、併用する場合は、補助メニューごとに申請をしてください。
40	公募	申請手続	交付申請段階で提出する見積もりは本見積でなければならぬか。交付決定後の金額変更は可能か。	本見積の認識で相違ございません。交付決定後については軽微な変更の範囲であれば金額変更可能です（ただし、交付決定時から改修内容・趣旨が大きく変わるなどの場合は認められない可能性もございます。詳しくは交付決定後に配布予定の事業実施マニュアルにてお知らせいたします）。また、いかなる場合も増額は認められませんのでご注意ください。
41	交付申請	申請手続	土地の所有者と申請事業者が相違しているが、土地の所有者、賃借権者が登記事項証明書上で確認可能である場合、 【様式 8】施設・建物所有者と補助事業者の名義相違に係る同意書、申請者が所有または賃借関係が分かる資料（賃貸契約書・委託契約書）の提出は必要か。	登記簿謄本に賃借権者が明記されている場合、施設所有者と賃借権者の賃貸借関係が示されているため、賃貸借契約書等を改めて提出いただく必要はありません。 【様式 8】施設・建物所有者と補助事業者の名義相違に係る同意書については、今回の改修内容について、施設所有者が同意することを確認するためのものであり、提出が必要です。
42	交付申請	申請手続	不動産登記について、建物の登記がされていないことが分かった。 締切の時点で登記されていない場合、申請することはできないのか。	・建築物としての登記義務の有無を法務局にご確認した結果、登記の必要がある場合は登記事項証明書の取得・提出をお願いします。 ・登記事項証明書については、可能な限り6/20 17:00までの提出に間に合うことが望ましいものの、難しい場合には、まずは、所有者を証する書類（固定資産納税通知書、固定資産税（土地・家屋）課税試算内訳書 等）を期日までに提出いただいたうえで、登記事項証明書が取得でき次第の提出についてご指示ください。